

新発田市まちづくり総合計画条例

(平成 23 年 12 月 21 日 条例第 31 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合計画に関する基本的な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の最上位の計画として、将来における市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針を示し、基本構想、基本計画及び実施計画から成るものをいう。
- (2) 基本構想 市が目指すべき将来都市像及びこれを実現するための基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本目標を達成するため、施策を体系付け、施策推進のための方針を示すものをいう。
- (4) 実施計画 施策を実現するため実施する事務事業を示すものをいう。

(市政運営の基本方針)

第 3 条 市は、その事務を処理するに当たり、総合的かつ計画的な市政を運営するとともに健全な財政運営を行うため総合計画を定め、これに即して行うものとする。

(名称)

第 4 条 総合計画の名称は、新発田市まちづくり総合計画とする。

(審議会への諮問)

第 5 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、新発田市まちづくり総合計画審議会条例(昭和 45 年新発田市条例第 30 号)第 1 条に規定する新発田市まちづくり総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 6 条 市長は、基本構想を、前条の規定による手続を経て策定し、若しくは変更するとき、又は廃止するときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 7 条 市は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画との整合)

第 8 条 市は、個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。